

件名

企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第一項に規定する取引所金融商品市場を指定する件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第一項に規定する金融
庁長官が指定する取引所金融商品市場を次のように指定する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

株式会社東京証券取引所プライム市場